

### 医療法人モデル定款第36条について

(昭和32年1月23日)

(32医発第30号)

(厚生省医務局長あて茨城県衛生部長照会)

医療法人解散の場合の残余財産の処分については、昭和25年8月9日付医発第52号医務局長通達による標記モデル定款の第36条に規定されておりますが、最近同法人の開設する精神病院及び結核療養所に対し病棟を増築する場合、その増築病棟に対し建築費の一部国庫補助がなされておりますが、国庫補助を受けた前記法人が解散する場合のことにについては規定されておきませんので、これが処分についての条項を当該法人の定款に追加することが適当と存じますが、いかなる条項を追加すべきか、具体的に御指示いただきたく御多忙中のところ恐縮ですがお願いいたします。

(昭和32年4月1日 医発第300号)

(茨城県知事あて厚生省医務局長回答)

昭和32年1月23日32医発第30号をもって照会のあった標記に関して左記のとおり回答する。

記

御照会の場合については、定款又は寄附行為の残余財産に関する規定の後に、「国庫補助により取得した財産の処分については、県知事の認可を受けなければならない。」等の規定をそう入させることが望ましい。